

事例番号:280253

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 41 週 2 日

10:00 予定日超過のため陣痛誘発目的で入院

4) 分娩経過

妊娠 41 週 2 日

10:45-16:20 シノプロストン錠を内服

17:20 吸湿性子宮頸管拡張材を挿入

妊娠 41 週 3 日

8:17 吸湿性子宮頸管拡張材抜去

8:35-17:30 オキシシシ注射液による陣痛誘発

15:30 陣痛開始

妊娠 41 週 4 日

6:45 吸引分娩(1回)で児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:41 週 4 日

(2) 出生時体重:3010g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.331、PCO₂ 46.7mmHg、PO₂ 26.2mmHg

HCO₃⁻ 24.1mmol/L、BE -2.2mmol/L

- (4) Apgarスコア: 生後 1 分 2 点、生後 5 分 1 点
- (5) 新生児蘇生: 人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、胸骨圧迫、気管挿管
- (6) 診断等:

出生当日 出生時、自発呼吸を認めず蘇生を開始

生後 15 分 呼吸停止、心拍停止あり

生後 47 分 心拍再開、心拍数 40 回/分

生後 1 時間 胸腹部レントゲン撮影: 腸管ガスの胸腔内嵌入、気管の右方偏移あり

生後 1 時間 2 分 心拍数 112 回/分

横隔膜ヘルニア、重症新生児仮死、新生児遷延性肺高血圧症の診断

生後 12 日 横隔膜ヘルニア根治術施行

- (7) 頭部画像所見:

生後 7 ヶ月 頭部 MRI で多嚢胞性脳軟化症を認める

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 診療区分: 診療所

- (2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 1 名

看護スタッフ: 看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、生後 15 分に心肺停止となったことによる重症低酸素・酸血症であると考ええる。
- (2) 心肺停止の原因は、先天性横隔膜ヘルニア(左側)による横隔膜欠損孔を通じた胸腔内への腹腔内臓器(肝左葉、胃、小腸、結腸の一部、脾臓)の嵌頓(脱出)、左肺低形成による急性の呼吸不全と考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

- 1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 41 週 2 日に分娩誘発を計画したことは一般的である。
- (2) 分娩誘発について文書による説明・同意を得ていないことは一般的ではない。
- (3) シノプロストン錠を使用した適応は一般的であるが、内服中に分娩監視装置による連続モニタリングしなかったことは基準から逸脱している。
- (4) 吸湿性子宮頸管拡張材による分娩誘発は一般的である。
- (5) 精密輸液ポンプを用いたオキシトシン注射液による分娩誘発は一般的であるが、オキシトシン投与中に分娩監視装置による連続モニタリングしなかったことは基準から逸脱している。
- (6) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 出生直後より啼泣を認めない児に対し、バグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫を行ったことは一般的であるが、新生児蘇生の詳細を診療録に記載していないことは一般的ではない。
- (2) 出生直後より自発呼吸を認めなかったため、生後 1-4 分間に高次医療機関への新生児搬送を依頼したことは医学的妥当性がある。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 子宮収縮薬(シノプロストン、オキシトシン)の使用については「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」に則した使用法が望まれる。
- (2) アプガースコアを含めた新生児蘇生の詳細は、出生後の児の状態についての認識を持つ指標となるため、正確に記録することが望まれる。
- (3) 胎児心拍数陣痛図の記録速度が 1cm/分と 3cm/分が混在しているが、3cm/分に設定することが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」では、基線細変動の評価や一過性徐脈の鑑別のために、胎児心拍数陣痛図の記録速度を 3cm/分とすることが推奨される。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

胎児異常に対する出生前診断の精度向上のため、ガイドライン設定、講習会の開催などが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。